

株券廃止会社への移行について

2024年6月25日開催の当社第116回定時株主総会において、株券を廃止する旨の定款変更議案が承認可決されました。

これにより当社は、**2024年10月1日をもって株券廃止会社(株券を発行しない会社)へ移行します。**
株券廃止会社への移行に伴い、すべての株券は無効となりますが、**株主様の有する当社株式の権利そのものはこれまでと変わりはありません。**

今後は、株主名簿の記載に従い株主としての権利を行使いただくこととなります。

記

1. 当社株式のすべてについて、株券を発行する旨の定款の定めは廃止されます。
2. 上記1の定款変更は、2024年10月1日(火)に効力が生じます。
3. 当社が発行しているすべての株券は、上記2の日をもって無効となります。

以上

株券

2024年10月1日以降は、株主名簿に記載されている株主様のみが株主としての権利を行使できます。



- ・2024年9月30日までは株券は有効ですので大切に保管してください。
 - ・2024年10月1日以降は、任意でご自身で処分ください。
- ※無用な混乱を避けるため、処分されない場合は本案内状を添えて保管ください。

株主様の権利

変更ございません

2024年
10月1日

変更ございません

2024年10月1日以降は、株主名簿の記載に従い権利を行使いただくこととなります。

議決権や配当、株主優待を受ける権利など、**株主としての権利を失うことは一切ありません。**

名義書換の手続き

以下の場合等はお手続きが必要になりますのでお問合せください。

- ・相続に伴う名義書換を終えていない場合
- ・譲渡を受けたにもかかわらず前所有者の名義のままになっている場合
- ・略式質(株主名簿に質権者の住所・氏名を記載しない質権)の設定を受けて株券を所持している場合

相続や譲受等により取得された株式で、
株券の名義がご本人様以外となっている
場合には、**9月30日までに名義書換の
手続きをお済ませください。**

- ・譲受人(買主)が**単独**で手続き可能
- ・株券のご提出が必要

2024年
10月1日

- ・譲渡人(売主)と譲受人(買主)が
共同で手続きが必要
※共同…お二人の署名とお届出印ご捺印
- ・株券のご提出は不要



譲受人



譲受人

譲渡人

概要について

1 株券廃止会社とは何ですか？

株券を発行する旨の定款の定めを廃止する会社(株券を発行しない会社)のことをいいます。
2024年10月1日以降、当社は株券を発行しない会社となり、既に発行している株券は同日をもって無効となり、
今後は株主名簿に記載されている方が株主様としての権利を有します。
なお、株券電子化をしたわけではありません。(現在の株券電子化の対象は上場会社で、未上場の当社は対象外です。)
株券廃止後も株主名簿に記載されている株主様の権利に変更はございません。

2 なぜ株券を廃止するのですか？

株主様にとって株券保管等の負担が軽減されるとともに、株券の紛失・盗難リスクがなくなるため、また当社にとっても
株式事務の効率化ならびに事務費用の削減が期待できるため、今回株券を廃止することいたしました。

3 自身が株主名簿記載済みの株主であることをどのように確認できますか？

当社よりお送りする株主総会のご案内あるいは配当金のご案内がご自身宛に郵送されているかどうかで確認することが
できます。また、お申し出いただければご所有の株式数を証明する書類を発行いたします。

4 手元にある株券はどうすれば良いですか？

2024年9月30日までは株券は有効ですので大切に保管してください。
2024年10月1日以降は、無効となった株券が存在することによる無用な混乱を避けるため、お手元の株券は株主様
ご自身で破棄処分していただきますようお願いいたします。
なお、株券の処分は任意でございます。もし処分されない場合は、備忘の観点から、本案内状を添えて保管することを
推奨いたします。先述の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

手続きについて

1 株券廃止会社への移行に伴い、株主として手続きをすることはありますか？

当社株式をご所有の方の本人の名義で株主名簿への登録をお済ませいただければ特段の手続きは不要ですが、
以下の場合等はお手続きが必要になりますのでお問合せください。

- ・相続に伴う名義書換を終えていない場合
- ・譲渡を受けたにもかかわらず前所有者の名義のままになっている場合
- ・略式質(株主名簿に質権者の住所・氏名を記載しない質権)の設定を受けて株券を所持している場合

2 株券を廃止することによる、名義書換に関する影響はありますか？

現在は株券を提出すれば、譲受人(買主)単独で名義書換請求が可能ですが、株券廃止後は譲渡人(売主)と
譲受人(買主)との共同での手続きが原則として必要になること等がございます。
(相続した株式の名義書換の手続きには、相続関係を証明するためのお手続きが必要となります。)

3 株券を紛失している場合はどうすれば良いですか？

株券廃止の効力発生日(2024年10月1日)になりますと、株券は廃止され、無効となります。株主様が株主名簿に登録
されており、焼失等により株券が現存されていないことを確認できる場合は、特段のお手続きは不要です。
ただし、盗難、紛失等、他人の手に渡る可能性がある場合は、お問合せください。

4 証券会社での売買に影響はありますか？

変更ございません。なお、手続きについては下記取り扱い証券会社でご確認ください。

四国アライアンス証券株式会社	(フリーダイヤル)0120-14-5514
二浪証券株式会社	TEL:089-941-5191

